

# 特定健診・特定保健指導施設機能評価実施要綱（案）

## 1. 目的

本評価は、特定健診・特定保健指導施設の評価を行い、質の改善活動を促進し、受診者が安心して健診を受けられることを目的とする。

書面調査と自己評価による施設認定と専門教育を受けた調査員による実地調査の結果により質の改善のための助言を行う。

## 2. 対象施設

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査（特定健診）および特定保健指導を行おうとする健診施設とする。ただしすでに人間ドック健診施設機能評価を受審し、認定を受けた施設は別途考慮する。

## 3. 評価の枠組み

評価は書面による評価と訪問による評価の二段階による。書面による評価は、別に定める申請条件の基準を満たすことを前提として、健診施設概要および活動に関するデータの提示を求めるもので、あわせて評価基準に基づく自己評価を行う。

訪問による調査は書面による調査の情報に基づいて、実地で評価基準に基づいて評価する。

## 4. 評価基準

評価基準は領域別に大項目・中項目・小項目の三段階構造とする。領域評価は評価内容の大きな分類を示すものである。本評価基準では、

1. 基本的事項と組織体制、
  2. 地域・職域との関係、
  3. 受診者の満足と安心、
  4. 事業の質の確保、
  5. 運営の合理性
- の5つの領域を設定している。

大項目は各領域における評価基準の枠組みを示すものである。中項目は実際に評価を行う基準であり、「5. 極めて優れている」「4. 優れている」「3. 適切」「2. 不適切」「1. 極めて不適切」の5段階で評価する。中項目を評価するにあたりより具体的な活動・事項を示す小項目を設定している。小項目は「a. 適切」「b. 中間」「c. 適切でない」の3段階で評価する。

## 5. 調査者

訪問調査者をサーベイヤーと呼称する。

訪問調査においては、設定された評価基準に基づいて適切に評価できる専門の調査者を養成し、実施する。

## 6. 評価手順

### 書面による評価

書面調査票（施設概要データ）・自己評価票

### 訪問による評価

調査者が半日（原則13時～16時）訪問して評価基準との適合度をチェックする。

調査者は1名とする。地域等の都合を考慮する。

### 特定健診・保健指導施設機能評価小委員会（評価部会）／予防医学委員会

書面および訪問による調査報告を基に評価結果の検討を行う組織と、評価結果から最終的な認定の判断をする組織を設置し、認定を行う。

**\*ただし事業開始当初は、暫定的に書面調査のみで仮認定を行い、3年以内を目処に訪問調査を実施する場合も認めることとする。**

## 7. 認定期間

認定期間は5年の更新制とする。（認定満期を迎える年度中に更新申請調査を受審する）

ただし認定施設が人間ドック健診施設機能評価認定施設の場合、この限りではない。

認定開始日は、社団法人日本病院会で承認された日とする。